

改正案	現行
<p>住宅の品質確保の促進に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第三条第一項の規定に基づき、設計住宅性能評価のために必要な図書を次のように定める。</p> <p>第四 規則第三条第一項に規定する変更設計住宅性能評価の申請を当該申請に係る住宅の設計住宅性能評価を行った登録住宅性能評価機関とは異なる登録住宅性能評価機関にしようとする場合にあっては、同項の設計住宅性能評価のために必要な図書は、第一の表の上欄に掲げるもののほか、当該申請に係る住宅の設計住宅性能評価書又はその写しとする。</p>	<p>住宅の品質確保の促進に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第三条第一項の規定に基づき、設計住宅性能評価のために必要な図書を次のように定める。</p> <p>第四 規則第三条第一項に規定する変更設計住宅性能評価の申請をしようとする場合にあっては、同項の設計住宅性能評価のために必要な図書は、第一の表の上欄に掲げるもののほか、当該申請に係る住宅の設計住宅性能評価書又はその写しとする。</p>